



第3次ふじサンサンプラン

富士河口湖町男女共同参画計画

富士河口湖町
令和8年3月

1 計画の趣旨

富士河口湖町（以下「本町」という。）では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、平成19年に男女共同参画計画である第1次ふじサンサンプランを策定し、平成23年には男女共同参画を総合的、かつ、計画的に推進するための基本的な事項として、「富士河口湖町男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、平成28年に第2次プランを策定し、男性も女性も、性別にかかわらず、人生におけるあらゆる選択を自由に行うことができるよう、生き方や働き方に多様性をもたせ、また、周囲がそれを尊重し、支援できるような社会の実現のため、取り組みを推進してきました。

様々な取り組みにより、男女共同参画は前進してきましたが、令和7年5月に本町が町民に実施した男女共同参画に関する意識及び実態調査の結果（以下「アンケート調査結果」という。）では、固定的な性別役割分担意識の解消や、女性活躍の推進、男性も含めた全ての人のワーク・ライフ・バランスの推進など、男女共同参画社会の実現に向けて課題が残されていることがわかりました。

加えて国が作成した「令和3年版男女共同参画白書」によると、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、配偶者等からの暴力の増加、非正規雇用の多い女性の雇用や収入に影響を及ぼし、男女共同参画社会の実現はこれまで以上に重要な課題となっています。また高齢化の進展により、人生100年時代を迎えている今、多様な働き方をより安心して選択できる環境の整備や生涯にわたる健康のための基盤づくりも求められています。

さらに国際社会では、2030年までに持続可能な開発目標（SDGs）の目指すべき17のゴールの1つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、推奨していかねばなりません。

こうした状況のなか、第2次プランの計画期間が令和7年度で終了することから、アンケート調査結果や第2次プランの評価を踏まえ、これまでの取り組みを継承し、さらに発展させるため、新たに「第3次ふじサンサンプラン」を策定することといたしました。

第3次プランは、性の多様性についても考慮して組み込むとともに、近年急増している外国人住民が、地域の一員として安心して生活できるよう、多文化への理解を広げる多文化共生社会の観点も踏まえた計画を目指します。



2 計画の位置づけと期間

本プランは、「男女共同参画社会基本法 第14条の3項」及び「富士河口湖町男女共同参画推進条例 第10条」に基づく男女共同参画計画であり、「女性活躍推進計画」及び「DV防止計画」を包含しています。また、国の「男女共同参画基本計画」、山梨県の「山梨県男女共同参画計画」、上位計画である「第2次富士河口湖町総合計画後期基本計画」やその他関連計画と整合性をとりながら、平成28年に策定した「第2次ふじサンサンプラン」を見直し、施策の推進状況や社会情勢、ニーズの変化、アンケート調査結果を踏まえた計画として策定するものです。

本プランの期間は、令和8年度～令和12年度（2026年度～2030年度）の5年間とします。

進捗管理については、PDCA サイクルに基づき、毎年度、進捗状況の確認および次年度の取り組み内容の検討を行います。その結果を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや改善を実施します。

また、社会情勢の変化や法制度の改正等により、計画期間中であっても計画の見直しが必要となった場合には、適宜、計画の修正を行います。

3 計画の基本理念と基本目標

基本理念

男女共同参画の推進により、

誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現

基本目標1 誰もが尊重・理解しあえるまち

性別や年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての町民が人権を尊重され、安全で安心して暮らせる社会の実現が求められています。しかし現状では、DV等の被害や性別による固定的役割分担意識、多様性への理解不足といった課題が残されています。また、本町では外国人住民の増加に伴い、多文化への理解促進も大切な視点となっています。

こうした状況を踏まえ、男女共同参画社会推進のため、ジェンダー平等意識の浸透や多様性・多文化共生の理解促進、ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援体制の強化に取り組み、誰もが尊重・理解しあえるまちを目指します。



基本目標2 誰もが働きやすいまち

性別にかかわらず、すべての町民が自分の能力を十分に発揮し、やりがいを持って働くことができる社会の実現が求められています。女性の活躍の場の創出や、ワーク・ライフ・バランスの確保、セクシャル・ハラスメントの防止、男性の育児・介護休業の利用の促進などに取り組むことが不可欠です。また世代によってライフスタイルや価値観の多様化も進んでいることから、世代に応じた対応が必要です。

こうした状況を踏まえ、仕事と家庭生活との両立を支援するとともに、多様な働き方ができる環境づくりや職場における相互理解を促進し、女性の活躍推進や性別にかかわらずやりがいを持って働くことのできる社会を目指します。

基本目標3 誰もが地域で活躍できるまち

本町は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整備してきました。自治会等の地域活動における女性の参画は十分とは言えず、性別や国籍など多様な人々の考えを取り入れることは、地域課題解決のために重要です。

こうした状況を踏まえて、男女共同参画の視点に立ち、女性が参画しやすい環境を整え、政策や方針決定の過程を含め、すべての町民が性別や国籍などにかかわらず平等に地域活動に参加できる社会を目指します。



基本目標4 誰もが健康で安心して暮らしていけるまち

性別や年齢、障害の有無、家庭の形態にかかわらず、すべての町民が健康で安心して暮らせる社会の実現が課題となっています。年齢や性に応じた心と体の健康への支援や妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援、生活に困りごとがある世帯への支援、障害がある人の社会参画の促進、高齢者の生きがいや居場所づくりを充実させ、誰もが安心して暮らせる地域社会の形成を目指します。



4 施策の体系

基本理念

男女共同参画の推進により、誰もが自分らしく安心して暮らせる富士河口湖町の実現



基本目標

基本方針

人権
human rights

基本目標1

誰もが尊重・理解しあえるまち

(1) 人権尊重の意識づくり

(2) 男女共同参画の推進とジェンダー平等意識の促進

(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶【DV防止計画】

(4) 多文化共生社会の推進

働き方
way of working

基本目標2

誰もが働きやすいまち
【女性活躍推進計画】

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保

(2) 女性の就労の場における活躍への支援

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

地域
region

基本目標3

誰もが地域で活躍できるまち

(1) 地域社会における男女共同参画の促進

(2) 防災・災害対策への女性の参加促進

健康
health

基本目標4

誰もが健康で安心して
暮らしていけるまち

(1) 生涯にわたる健康づくりの推進

(2) 誰もが安心して共生できるまちの整備

(3) 女性の健康づくりの推進

施策の方向性

取組・事業

①人権教育・啓発活動の推進	1 人権尊重の視点に立った教育・学習の充実	2 人権意識の向上
②各種相談体制の充実	1 人権相談・特設人権相談	2 心配ごと相談・相談ダイヤルの開設
①男女共同参画の広報・啓発事業の推進	1 男女共同参画に関する情報提供	2 男女共同参画フォーラムの開催
	3 男女共同参画に関する作品募集と紹介	
②男女共同参画の視点に立った社会教育の推進	1 男女共同参画意識を高める様々な生涯学習の機会の提供	
	2 青少年健全育成に向けた有害環境浄化活動	
③ジェンダーにとらわれない家事・育児・介護の推進	1 家庭生活への参画講座の開催	2 両親学級の充実
	3 認知症サポーター養成事業	
④ジェンダー及び性の多様性に関する理解促進	1 ジェンダー平等に向けた学びの推進	2 性の多様性に関する理解促進に向けた取り組み
	3 性の多様性に関する意識の向上	
①ドメスティック・バイオレンス等の防止のための周知と啓発	1 DV 防止の意識啓発	
②被害者への相談・支援体制の充実	1 人権相談・特設人権相談【再掲】	2 住民基本台帳事務における支援措置の実施
	3 包括的な支援体制の整備	
①多文化共生社会に向けた相互理解の促進	1 国際交流協会との連携	2 国際的イベント・講座の開催
	3 日本語教室の開催	4 外国語での家庭ごみの出し方・分け方の周知
①職場における男女平等の促進と啓発活動	1 働き方についての意識啓発・情報提供	
	2 男女共同参画推進委員会への地域事業所関係者の委嘱	
	3 各種ハラスメントの防止に関する啓発および相談体制の整備	
①女性職員の活躍の推進	1 「特定事業主行動計画」に基づく取り組み	2 町職員の女性の管理職登用
	3 男性職員の育児に伴う休暇の取得	4 男性職員の育児休業の取得促進
②女性の就業・登用・起業についての啓発及び情報提供	1 スキマバイトの普及による女性の再就職への支援	2 女性の起業活動への相談支援体制の整備
	3 女性向けの創業融資の金利優遇措置の紹介	4 商工業振興資金等利子補給金（利子補給）の紹介
	5 やまなし就農ライフサポート事業及び新規就農者育成総合対策事業の紹介	
①ワーク・ライフ・バランスに対する理解促進	1 男女共同参画をテーマにした講座の開催	2 働き方についての意識啓発・情報提供【再掲】
	3 男性職員の育児に伴う休暇の取得【再掲】	4 男性職員の育児休業の取得促進【再掲】
②地域における子育て支援の充実	1 つどいの広場、ファミリー・サポート・センター事業	2 放課後児童クラブ事業
③福祉サービスの充実	1 介護保険事業の推進	2 総合相談支援事業
	3 地域生活支援事業	
①地域活動に関する情報や機会の提供	1 ボランティアスタッフ募集についての情報発信	2 生涯学習人材バンクの充実
	3 女性が地域で活躍できる場の確保	4 音楽文化交流事業プロジェクトメンバーへの女性の登用の推進
②地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 教育委員の女性比率の引き上げ	
	2 農業委員会の委員募集時に積極的な女性登用の働きかけを実施	
	3 女性の自治会活動への参加の呼び掛け	
①防災・災害対策の充実	1 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備	2 防災訓練への女性団体の参加
	3 防災に関する知識の普及啓発	4 災害発生後における相談体制の整備
①健康や性と生殖に関する女性の健康と権利の普及・啓発	1 健康のまちづくり計画の推進	2 女性の健康づくりイベント
	3 命や性に関する教育の推進	
②ライフステージに応じた健康管理の促進	1 健康診断・各種検診	2 保健指導・健康相談の充実
①安心して暮らせる環境の充実	1 ひとり親への支援	2 障害がある人への社会参画の促進
	3 高齢者の生きがい活動・社会参加の促進	4 一般介護予防事業
①女性のライフステージに応じた支援の充実	1 女性特有のがん予防と早期発見	2 女性のライフステージに応じた健康診査・各種健診
	3 女性の健康づくりイベント【再掲】	

5 評価指標一覧

基本目標	方針ごとの指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
1 誰もが尊重・理解しあえるまち	(1) 人権尊重の意識づくり			
	人権啓発事業の参加者数	人権の花、人権教室、人権作文事業への合計参加者数	52人 (R6)	640人 (R11)
	(2) 男女共同参画の推進とジェンダー平等意識の促進			
	男女共同参画フォーラムの参加人数	フォーラムへの参加者 (推進委員及び事務局を含む)	83人 (R6)	90人 (R11)
	「男女共同参画」の認知度	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合	30.3%	35%
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに反対する人の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「反対」と回答した人の割合	30.3%	35%
	「家庭生活」において、男女が平等と思う割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「男女平等になっている」と回答した割合	25.6%	30%
	「学校教育の場」において、男女が平等と思う割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「男女平等になっている」と回答した割合	53.9%	60%
	「ダイバーシティ」の認知度	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合	19.2%	25%
	(3) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶【DV防止計画】			
	ドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがある女性の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「直接、DVを受けたことがある」と回答した女性の割合	9.9%	増加させない
	ドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがある人の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「直接、DVを受けたことがある」と回答した人の割合	8.6%	増加させない
	DVの相談窓口を認知している女性の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「相談先を知っている」と回答した女性の割合	76.4%	80%
	DVの相談窓口を認知している人の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「相談先を知っている」と回答した人の割合	78.2%	80%
	(4) 多文化共生社会の推進			
	多様な人々(外国籍、障害、性的マイノリティ*10など)を受け入れる雰囲気があると感じる人の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「とても感じる」または「やや感じる」と回答した人の割合	26.3%	30%
	「多文化共生社会」の認知度	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合	18.1%	25%
	(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保			
	「職場」において、男女が平等と思う割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「男女平等になっている」と回答した割合	21%	25%
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査 「セクハラを受けたことがある」と回答した女性の割合	20.7%	増加させない	

基本目標	方針ごとの指標名	根拠となるもの	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
2 誰もが働きやすいまち	(2) 女性の就労の場における活躍への支援			
	町職員の女性管理職の比率	一般行政職における女性管理職の割合	10.5% (R6)	10% 台の維持 (R11)
	男性職員の育児に伴う休暇の取得率	「職員の配偶者の出産予定日の6週間前の日から出産の日以後1年を経過する日」までの取得した人の割合	75.0% (R6)	90% (R11)
	男性職員の育児休業取得率	町男性職員の育児休業制度を取得した割合	25.0% (R6)	70% (R11)
	(3) ワーク・ライフ・バランスの実現			
	「ワーク・ライフ・バランス」の周知	男女共同参画に関する意識及び実態調査「ワーク・ライフ・バランス」を知っていると回答した割合	43.1%	60.0%
	「ワーク・ライフ・バランス」の実践度	男女共同参画に関する意識及び実態調査「とれている」または「どちらかといえばとれている」と回答した割合	50.5%	55.0%
介護離職していない割合	在宅介護実態調査「過去1年のうち、要介護者の家族等で介護離職した人がいない」と回答した人の割合	93.4% (R5)	95% (R11)	
3 誰もが地域で活躍できるまち	(1) 地域社会における男女共同参画の促進			
	「地域活動の場」において、男女が平等と思う割合	男女共同参画に関する意識及び実態調査「男女平等になっている」と回答した割合	23.6%	30%
	区および自治会における女性リーダーの割合	女性の区長・自治会長の割合	3.7%	10%
	(2) 防災・災害対策への女性の参加促進			
防災会議における女性の比率	防災会議に占める女性委員の割合	35.1% (R6)	40% (R11)	
4 誰もが健康で安心して暮らしていけるまち	(1) 生涯にわたる健康づくりの推進			
	特定健康診査の受診率	町で40歳以上の国保加入者を対象に実施する特定健康診査の受診率	39.5% (R6)	60% (R11)
	(2) 誰もが安心して共生できるまちの整備			
	一般介護予防教室参加者数	教室への参加者延べ人数	5,333人 (R6)	5,500人 (R11)
	(3) 女性の健康づくりの推進			
	子宮頸がん検診受診率	町で実施している子宮頸がん検診の受診率	10.8% (R6)	50% (R11)
	乳がん検診の受診率	町で実施している乳がん検診の受診率	13.5% (R6)	50% (R11)
早期（妊娠11週以下）での妊娠届出率	妊娠の早期段階（妊娠11週以下）妊娠届を提出した割合	88.5% (R6)	90% (R11)	

6 富士河口湖町と山梨県内の相談窓口一覧

◆ 富士河口湖町の主な相談窓口

男女共同参画全般	・・・・・・・・	政策企画課	・・・・・・・・	0555 - 72 - 1129
障害者福祉、高齢者福祉、生活保護 等	・・・・・・・・	福祉推進課	・・・・・・・・	0555 - 72 - 6028
居宅介護支援、介護保険等	・・・・・・・・	健康増進課	・・・・・・・・	0555 - 72 - 6037
母子保健、児童福祉等	・・・・・・・・	子育て支援課	・・・・・・・・	0555 - 72 - 1174

◆ 山梨県内の主な相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
女性のための相談全般	山梨県女性相談支援センター (相談専用)	055 - 254 - 8635	電話相談 平日 9:00 ~ 20:00 面接相談 平日 9:00 ~ 17:00 (要予約)
	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合 (相談専用)	055 - 237 - 7830	電話相談 平日 9:00 ~ 17:00 面接相談 平日 9:00 ~ 17:00 (受付 16:00 まで) ※休館日あり
男性のための相談全般	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合 (相談専用)	055 - 225 - 3067	電話相談 毎月第1日曜日 13:00 ~ 17:00
男女共同参画の推進に 関する相談	山梨県男女共同参画推進センター びゅあ富士	0554 - 45 - 1666	9:00 ~ 17:00 ※休館日あり
女性の健康に関する相談	富士・東部保健所健康支援課	0555 - 24 - 9034	平日 8:30 ~ 17:15
不妊や不育症に関する相談	不妊 (不育) 専門相談センター ルピナス (相談専用)	055 - 254 - 2001	電話相談 第2・第4水曜日 15:00 ~ 18:00 面接相談 第2・第4水曜日 15:00 ~ 18:00 (要予約)
こころの健康相談室	精神保健福祉センター	055 - 254 - 8644	電話相談 平日 8:30 ~ 17:15 面接相談 平日 8:30 ~ 17:15 (要予約)
	ストレスダイヤル (相談専用)	055 - 254 - 8700	電話相談 平日 9:00 ~ 16:00
配偶者等からの暴力に 関する相談	配偶者暴力相談支援センター (相談専用) 【女性相談支援センター】	055 - 254 - 8635 または #8008	電話相談 平日 9:00 ~ 20:00 面接相談 平日 9:00 ~ 17:00 (要予約)
	配偶者暴力相談支援センター (相談専用) 【山梨県男女共同参画推進センター びゅあ総合】	055 - 237 - 7830	電話相談 平日 9:00 ~ 17:00 面接相談 平日 9:00 ~ 17:00 (受付 16:00 まで) ※休館日あり
	山梨県警察 富士吉田警察署	0555 - 22 - 0110 緊急時には 110番	平日 8:30 ~ 17:30 24時間体制 (緊急時)
	女性の人権ホットライン (相談専用) 【甲府地方法務局人権擁護課】	0570 - 070 - 810	電話相談 平日 8:30 ~ 17:15 面接相談 平日 8:30 ~ 17:15 (毎週木曜日は、女性の委員または職員が対応)
性犯罪被害者相談	山梨県警	#8103 または 0120 - 79 - 8103 055 - 224 - 5110	24時間体制
性犯罪・性暴力被害者 支援窓口	やまなし性暴力被害者サポートセンター 【かいさほもこ】	#8891 または 055 - 222 - 5562	平日 9:00 ~ 17:00 (上記以外の時間は、国が設置する「コールセンター」 につながります。)
子どもの権利に関する相談	こどもの人権110番	0120 - 007 - 110	平日 8:30 ~ 17:15
	子どもの権利相談室やまなしスマイル	055 - 225 - 3958	月曜日から木曜日 13:00 ~ 18:00 金曜日 13:00 ~ 20:00
児童相談所虐待対応	近くの児童相談所	189 (いちはやく)	24時間体制
就労に関すること	富士吉田公共職業安定所	0555 - 23 - 8609	平日 8:30 ~ 17:15
ひとり親家庭の母・父等の就労・ 自立に関する相談	山梨県ひとり親家庭福祉連合会	055 - 252 - 7014	月曜日から土曜日 9:30 ~ 16:15
労働条件に関すること	山梨労働局労働基準監督署	055 - 225 - 2853	平日 8:30 ~ 17:15
職場でのセクシュアルハラス メントの相談	山梨労働局雇用環境・均等室	055 - 225 - 2851	平日 8:30 ~ 17:15
外国人のための相談	やまなし外国人相談支援センター	055 - 222 - 3390	火曜日から土曜日 9:00 ~ 17:00
消費者ホットライン	近くの消費生活センター等の消費生 活相談窓口	188 (いやや!)	年末年始を除く毎日
法的トラブル	法テラス山梨 (富士吉田市の相談会場)	0570 - 078326	平日 9:00 ~ 17:00

発行 富士河口湖町 政策企画課

〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津 1700 番地
TEL : 0555-72-1111 (代表) / FAX : 0555-72-0969